

農林水産業の鳥獣被害への対応

農林水産委員会調査室 やました よしひろ
山下 慶洋

近年、農林水産業をめぐる鳥獣被害が深刻化している。これまで、主に鳥獣の生息域に近い中山間地域で発生していたが、最近では、都市部にまで被害が拡大してきている。昨今の鳥獣被害金額は 200 億円前後に上るが、鳥獣被害は営農意欲を減退させる大きな要因ともなり、また、耕作放棄地の拡大にもつながるなど、被害金額だけでは計り知れない悪影響が懸念されている。

こうした事情を背景に、平成 19 年 12 月、議員立法により「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成 19 年法律第 134 号）（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）が制定された。その後、狩猟人口の減少・高齢化や捕獲鳥獣の消費拡大の必要性を踏まえて、24 年 3 月、議員立法により、鳥獣被害防止特措法の改正が行われた。

本稿では、鳥獣による農林水産業被害の現状等を俯瞰するとともに、関連法の概要や鳥獣被害防止特措法の立法及び改正の経緯等を概観することで、鳥獣被害対策の主な課題や方向性について考えてみたい。

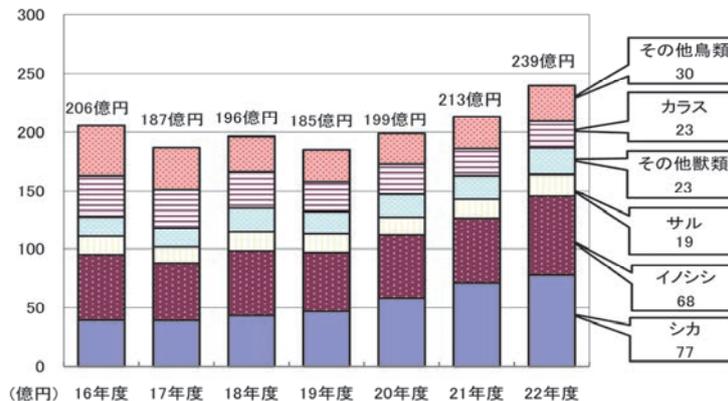
1. 鳥獣による農林水産業被害の現状とその背景

(1) 被害の現状

ア 農作物の被害

鳥獣による農作物被害金額は、200 億円前後で推移しており、平成 22 年度は 239 億円で前年度に比べ 26 億円増加している（図 1 参照）。

図 1 野生鳥獣による農作物被害金額の推移



注 1：都道府県からの報告による。
注 2：端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

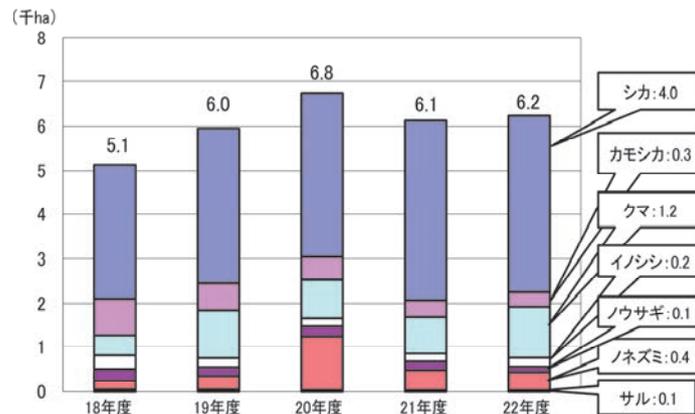
(出所) 農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題」（平成 24 年 9 月）

農作物被害は、シカ、イノシシで過半を超えており、その他、カラス、サル等の鳥獣による被害もある。平成 22 年度で見ると、ほとんどの自治体でシカ、イノシシ、サルの合計被害金額が 1 千万円以上（うち 34 道府県は 1 億円以上に及ぶ）となっている¹。さらに農家の中には被害金額を申告していない例もあり、被害実態は更に深刻であると推測される。なお、鳥獣による被害金額と農作物との関係を見ると、イノシシはイネ、果樹、野菜、イモ類で、シカは飼料作物、野菜、イネ、ムギ類、マメ類で、カラスなどの鳥類は果樹、イネ、ムギ類、マメ類でそれぞれ被害が多い²。

イ 森林被害

森林被害面積をみると、近年 5～7 千 ha で推移している（図 2 参照）。シカ等による幼齢木の食害、シカ、クマ等による樹皮剥ぎ被害などが多く、シカ被害が全体の約 7 割を占めている。天然林や植生への被害等が深刻化することで山の荒廃が進み、それが餌不足を招き、人里への鳥獣出現につながっている。

図 2 森林被害面積の推移



（出所）農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題」（平成 24 年 9 月）

ウ 水産被害

近年、カワウの生息域が拡大し、アユなどの有用魚種の食害等が生じることで、被害推定金額は 103 億円（平成 20 年）に上っている³。また、北海道では、トドによる漁具の破損や漁獲物の食害などの被害が発生し、毎年 10 億円以上の被害が出ている⁴。

（2）被害拡大の背景

鳥獣被害は、近年、特に、その被害が広域化・深刻化していることが大きな問題である。その背景としては、次のような事情があると考えられる⁵。

- ①かつて狩猟による個体数の調整があったものの、現在、狩猟は免許制であり、また猟期や猟法などにも厳しい規制があるため、狩猟人口が減少し、狩猟者（猟銃免許を有している者）も高齢化している（図 3、4 参照）。
- ②気候変動の影響で少雪化、暖冬傾向にあるため、生息適地が変動・拡大している。

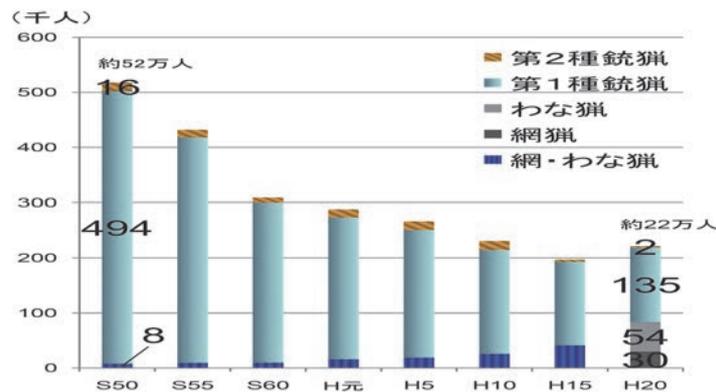
③近年の農山漁村の過疎化、高齢化の進展等による耕作放棄地の増加といった人間の生活域の機能不全がある。

こうした様々な要因から、平野部、さらには都市部に野生鳥獣が出没しているものとみられる。

なお、森林被害の多くはシカによるものであるが、シカ猟に精通した狩猟者の減少が要因の一つとされる⁶。また、カワウは繁殖力や移動能力が高く、銃による追い払いでは対応できないこと、トドは絶滅危惧種⁷に指定され、個体数の保護を念頭に捕獲しなければならないことが指摘されている⁸。

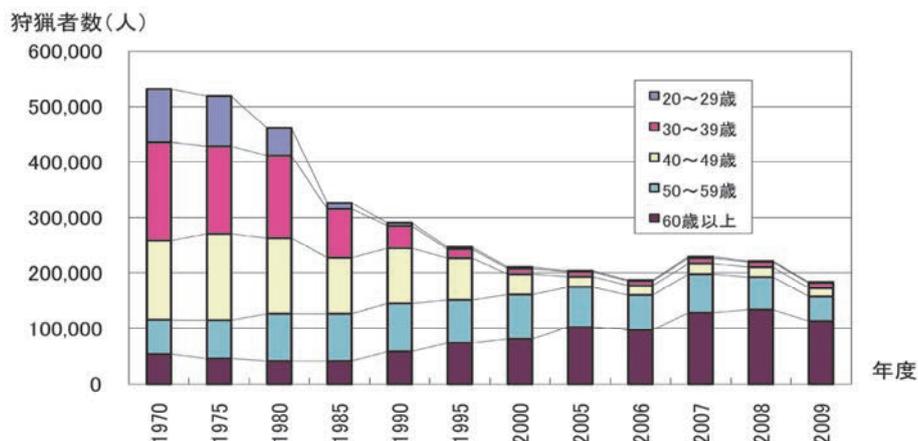
被害が拡大しているとはいえ、野生鳥獣の取扱いについては、鳥獣保護の観点、環境保全の観点との調和が求められる。このための道筋として、野生鳥獣の生息域を適切に確保するとともに、鳥獣被害をなくすための適切な捕獲策や捕獲鳥獣の食品等への利用拡大策等をしっかりと進めていくための施策が必要とされ、そのために既存の環境法制に加え、平成19年に鳥獣被害防止特措法が制定されたという経緯がある。そこで、次に、これまでの関連法制と鳥獣被害防止特措法を概観する。

図3 狩猟者の推移



(出所) 環境省「鳥獣の保護管理について」(平成23年7月)

図4 年齢別狩猟免許取得者数の推移



(出所) 環境省資料

2. 鳥獣被害防止関連法

平成 19 年 12 月の鳥獣被害防止特措法制定以前、鳥獣の取扱いについては「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）（以下「鳥獣保護法」という。）に基づき、実施されていた。

（1）鳥獣保護法

鳥獣保護法では、「鳥獣」を「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」と定義付け、鳥獣保護事業を実施するとともに、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止及び猟具の使用に係る危険の予防により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化を図り、もって生物多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の発展に寄与することを通じ、地域社会の健全な発展等に資する旨を目的と定めている（同法第 1 条）。

また、同法は、原則、鳥獣の捕獲を禁止しているが、農林水産業又は生態系に係る被害の防止のために都道府県知事の許可を受けて行う鳥獣の捕獲と、都道府県知事の免許を受けて行う狩猟については認めている。また、環境大臣は、同法の目的を達成するため、「鳥獣保護基本指針」を策定し、これに基づき都道府県知事が鳥獣保護事業を実施するための「鳥獣保護事業計画」を策定するとしている。

なお、同法は、明治 28 年(1895 年)に狩猟規制に重点を置いた狩猟法として制定された後、森林開発等による野生生物の極端な減少に対応するため、大正 7 年(1918 年)に狩猟法を抜本的に改正し、昭和 38 年（1963 年）に名称を鳥獣保護法に変更したものである。その後、鳥獣保護の観点から数次にわたり改正が行われている（表 1 参照）。

表 1 鳥獣保護法改正の主な経過

年	法律等	改正内容等
明治28(1895年)	狩猟法の制定	・保護鳥獣の指定
大正 7(1918年)	狩猟法の全部改正	・狩猟鳥獣の指定(狩猟鳥獣以外は全て保護鳥獣)
昭和 5(1950年)	狩猟法の一部改正	・鳥獣保護区制度の創設
昭和38(1963年)	狩猟法の一部改正(「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」に名称変更)	・鳥獣保護事業計画制度の創設
昭和46(1971年)	環境庁の設置	・鳥獣保護法の所管：農林省(現・農林水産省)から環境庁に移管
昭和53(1978年)	鳥獣保護法の一部改正	・銃猟制限区域制度の創設
平成11(1999年)	鳥獣保護法の一部改正	・特定鳥獣保護管理計画制度の創設
平成14(2002年)	鳥獣保護法の全部改正(「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に名称変更)	・鳥獣保護法の目的に「生物多様性の確保」を盛り込む
平成18(2006年)	鳥獣保護法の一部改正	・狩猟規制の見直し ・狩猟を活用した鳥獣の適切な保護管理等

(出所) 環境省資料等より作成

（２）その他の関連法

鳥獣保護法の他に主要な関連法として「山村振興法」（昭和 40 年法律第 64 号）等のいわゆる振興法がある⁹。例えば、山村振興法は、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的とした法律であるが、鳥獣被害の深刻化に対応するため、平成 17 年 3 月に同法を改正し、国及び地方公共団体に対して鳥獣被害の防止について適切な配慮を求める規定が設けられた（同法第 21 条の 3）¹⁰。

3. 鳥獣被害防止特措法の制定

（１）制定の経緯

鳥獣保護法、そして山村振興法等の関連法の改正後も、農林水産業への被害は減少しなかった。そうした状況に対応するため、平成 19 年 3 月、自民党に「農林漁業有害鳥獣対策検討チーム」（以下「検討チーム」という。）が設置され、制度改正を含めた鳥獣被害対策の抜本強化に向け検討が始められた。同年 8 月、検討チームは「農林漁業有害鳥獣対策の抜本強化に関する緊急提言」を取りまとめ、現行制度の運用の改善や新たな制度の構築のための特別措置法制定を目指すこととした。そして、自民、公明両党は、第 168 回国会の 19 年 12 月 4 日、「有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案」を衆議院に提出、翌 5 日、衆議院農林水産委員会で提案理由説明が行われた。

同法律案について、その後、自民党、公明党から成る与党（当時）と民主党との間で修正協議が行われた。この結果、12 月 11 日、同案は撤回され、衆議院農林水産委員長により、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案」起草の趣旨説明が行われ、委員会提出の法律案とすることが決定された。なお、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する件」の決議が行われた。同法律案は、同日、衆議院本会議で全会一致で可決された後、参議院に送付され、12 月 13 日、参議院農林水産委員会で可決され、翌 14 日の参議院本会議で成立した。なお、参議院農林水産委員会では、衆議院農林水産委員会での決議と同趣旨の附帯決議が行われた。

（２）概要

鳥獣被害防止特措法の制定により、市町村は主体的に鳥獣被害対策に取り組めるようになった。すなわち、鳥獣被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、国が基本指針を策定し、その基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成し、被害防止計画に基づく被害防止の取組を積極的に推進することが規定された。鳥獣保護法では捕獲行為ごとに都道府県知事の許可を受けると規定されているため、鳥獣被害を受けている地域では機動的な対応が取りづらい状況にあったが、被害防止計画を定めた市町村に対しては、被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が都道府県から市町村に委譲されることにより改善が図られた。その他、被害防止施策を推進す

るために必要な措置として、財政支援の点で、特別交付税の拡充(交付率0.5→0.8)、補助事業による支援など措置が講じられることとなった。また、人材確保の点で、鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)を設置することができ(民間隊員は非常勤の公務員)、隊員には狩猟税の軽減措置等が講じられることとなった。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(概要)

一 目的

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進。
→農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与。

二 農林水産大臣による基本指針の策定

農林水産大臣は、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に実施するための基本指針を定めるものとする(環境大臣が定める鳥獣保護法の基本指針との整合性の確保等)。

三 市町村による被害防止計画の作成

市町村は、基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができる(都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画との整合性の確保等)。

四 鳥獣の捕獲の許可権限の委譲

被害防止計画を定めた市町村は、都道府県に代わって、自ら農林水産業等に係る被害の防止のための鳥獣の捕獲の許可権限を行使することができる制度を設けること。

五 財政上の措置

国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

六 鳥獣被害対策実施隊の設置

市町村は、被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができる(民間人の隊員は非常勤の市町村職員とすること、隊員について狩猟税の軽減のための措置等を講ずること)。

七 被害防止施策を講ずるに当たっての配慮

国及び地方公共団体は、被害防止施策を講ずるに当たっては、生物の多様性の確保に留意するとともに、その数が著しく減少している鳥獣等について、その保護が図られるよう十分配慮するものとする。

八 その他の施策

① 国、地方公共団体等の連携及び協力、② 農林水産業被害の実態、被害に係る鳥獣の生息数及び生息環境の把握、③ 被害原因の究明、調査研究及び技術開発の推進、④ 人材の育成、⑤ 生息環境の整備及び保全、⑥ 被害防止施策の重要性に関する国民の理解の増進、⑦ 狩猟免許等に係る手続的な負担の軽減、⑧ 農林漁業等の振興及び農山漁村の活性化等の規定を置くこと。

九 附則関係

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を経過した日から施行すること。

2 鳥獣保護法の一部改正

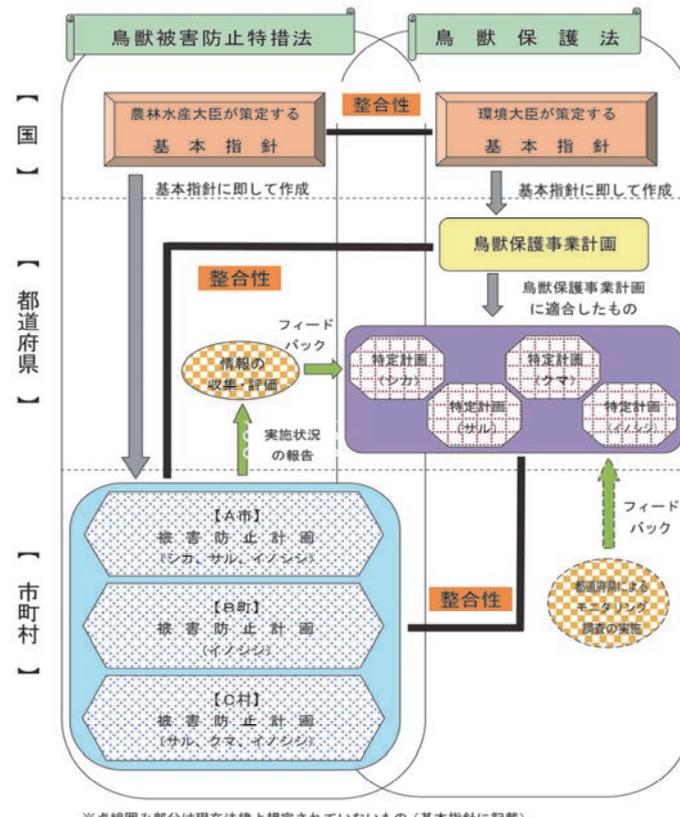
鳥獣保護法を改正し、環境大臣及び都道府県知事は、鳥獣の生息の状況等について定期的に調査をし、その結果を鳥獣保護法の適正な運用に活用する旨の規定を追加すること。

(出所) 農林水産省資料

なお、鳥獣被害防止特措法と鳥獣保護法とにおいては、農林水産大臣が策定する鳥獣被害防止特措法に基づく基本指針と環境大臣が策定する鳥獣保護法に基づく基本指針、また、市町村が策定する被害防止計画と都道府県が策定する鳥獣保護事業計画及

び特定鳥獣保護管理計画について、それぞれ整合性を図るとしている（図5参照）。

図5 鳥獣被害防止特措法と鳥獣保護法との関係図



※点線囲み部分は現在法律上規定されていないもの（基本指針に記載）。

（注）図中の特定計画は、特定鳥獣保護管理計画のことである。

（出所）農林水産省資料

4. 鳥獣被害防止特措法の改正

（1）経緯

鳥獣被害防止特措法の施行後も、鳥獣被害が減少する状況には至っておらず、最近では人の居住地域にクマやイノシシ等が進入し、人の生命・身体への危険も顕在化するなど、鳥獣被害が広域化、深刻化してきている。国会論議でも、「現場では手に負えなくなっており、有害鳥獣の被害対策をしっかりとしてほしいとの地方の切実な声がある」¹¹、「イノシシやシカの個体数が大幅に増え電気柵などの防護柵では対応しきれず、逆に人間が檻の中に入っている状況で根本的に鳥獣の個体数を減らされなければならない」¹²、「住民の生命財産を脅かす問題であり、農業被害などもあり非常に困っている」¹³という主張が多くあった。

こうした状況を踏まえ、人命を守り、中山間地域の農林水産業の衰退を防止すること、鳥獣保護と有害鳥獣駆除のバランスを確保すること、狩猟者が減少、高齢化している中、捕獲の担い手を確保すること、等の観点から、法改正の必要性が問われることとなった。

(2) 自民党案

平成 23 年 2 月、自民党は鳥獣捕獲緊急対策議員連盟を立ち上げ、鳥獣被害防止対策の拡充について 10 回にわたる検討を重ねた。そして、鳥獣被害防止対策の強化について次のように整理した。

①生態系への深刻な影響

現状は、農業への被害にとどまらず、微妙なバランスの上に成り立つ多様な生態系にも深刻な影響を及ぼしている。例えば、シカの食害に伴う里地里山でのウグイスやノアザミの減少、南アルプスの高山植物の激減、知床の原生的自然の森林の枯渇、雷鳥の絶滅の危惧などである。鳥獣の個体数を調査しつつ、鳥獣の保護と有害鳥獣の駆除とのバランスを確保し、生態系を維持していくことが必要である。

②狩猟者の減少・高齢化

狩猟者は、行政や地域と連携し、狩猟、駆除及び個体数調整に重要な役割を担っている。しかし、狩猟人口は、過去 30 年間に 53 万人から 16 万人へと 37 万人も減少し、また、狩猟免許所持者の 60 歳以上の比率が 60%（平成 20 年現在）に上るなど高齢化している状況にある。鳥獣被害対策において、狩猟人口の増加と担い手確保は急務の課題とされ、狩猟免許期間の延長やライフル銃所持要件の緩和、そして複雑な手続の緩和のほか、射撃場の計画的な整備等による狩猟者の質の向上を図る必要がある。

③捕獲鳥獣の有効活用

捕獲した鳥獣を国産の食材として有効活用を図れば、山村地域の新たな特産物や産業の掘り起こしなど地域の活性化につなげていくことができる。

その後、第 177 回国会の 23 年 8 月 26 日、鳥獣被害防止特措法、鳥獣保護法及び銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）の一部改正を主な内容とする「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案」（第 177 回国会参第 23 号）（以下「自民党案」という。）が参議院に提出された。この自民党案は、第 177 回国会から第 179 回国会まで、参議院農林水産委員会において継続審査とされ、第 179 回国会の 12 月 8 日に提案理由説明を聴取した。

(3) 民主党における検討

この自民党案に対し、与党である民主党は、平成 23 年 11 月に鳥獣被害対策 P T を設置して検討した結果、24 年 1 月、鳥獣被害対策に関する同党としての基本的考え方をまとめるに至った。特に、鳥獣被害防止特措法を改正する理由として、①近年の鳥獣による農林水産業等への被害の増加の一方で、狩猟者の高齢化等により鳥獣被害対策の担い手が減少することにより、今後、鳥獣被害が更に深刻さを増すおそれがある、②被害対策の中心となる市町村の実施隊とその隊員数を増加させ、被害防止の取組を

適切に行うことが必要である、③自民党案の鳥獣保護法や銃刀法の改正は、被害の防止の減少・抑制につながるものかどうか慎重に議論するべきである、の3点が挙げられた。

(4) 改正案の提出

こうした経緯を踏まえ、民主党、自民党及び公明党の3党で協議した結果、自民党案のうち、鳥獣保護法及び銃刀法に係る改正部分を除いた内容での改正に合意した。

その後、他の政党とも調整した結果、平成24年3月22日、自民党案を撤回の上、参議院農林水産委員長より、「鳥獣被害防止特措法の一部を改正する法律案」起草の趣旨説明が行われ、委員会提出の法律案とすることが決定された。

図6 鳥獣被害防止特措法の改正の概要

鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化するとともに、鳥獣の駆除の担い手である狩猟者が減少、高齢化している現状に鑑み、平成24年3月に議員立法により法改正が提案され、全会一致により可決・成立。

- 1 住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処**
市町村の被害防止計画に定める事項として、対象鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じるおそれがある場合等の対処に関する事項を追加。
- 2 市町村長による都道府県知事への要請**
市町村長は、市町村が行う被害防止施策のみによっては対象鳥獣による被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる規定を新設。
- 3 財政上の措置**
国等が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等をはじめとする被害防止施策の実施に要する費用に対する補助を明記。
- 4 捕獲した鳥獣の食品としての利用等**
国等が講ずる措置として、捕獲した鳥獣の食品としての利用等を図るため必要な施設の整備充実、技術の普及、加工品の流通の円滑化を明記。
- 5 捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置**
国等は、狩猟免許及び猟銃所持許可を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるとともに、捕獲報償金の交付や射撃場の整備等の措置を講ずるよう努める旨を明記。
- 6 技能講習に係る規定の適用除外**
一定の要件を満たす鳥獣被害対策実施隊員については当分の間、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する一定の要件を満たす者については平成26年12月3日までの間、銃刀法の技能講習に係る規定の適用を除外。

施行期日 公布の日(平成24年3月31日)から起算して3ヵ月(ただし、上記6については6ヵ月)を超えない範囲内において政令で定める日

※ 今後、関連する政省令を制定。

このほか、警察庁・環境省において、熊等が住宅街に現れ、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応における警察官職務執行法の適用に関する通達文書を発出予定。

(注) 施行期日：平成24年6月30日(6については平成24年9月28日)

(出所) 農林水産省資料

その際、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する決議」が行われた¹⁴。同法律案は、翌 23 日には参議院本会議で全会一致で可決、衆議院に送付された。同法律案は、27 日に衆議院農林水産委員会で可決、参議院農林水産委員会での決議と同趣旨の附帯決議が行われた後、同日の衆議院本会議で全会一致で可決、成立した。なお、改正の概要は図 6 のとおりとなっている。

5. 鳥獣被害にかかる予算措置の概要

平成 19 年の鳥獣被害防止特措法の制定を受け、農林水産省は、地域の鳥獣被害対策の取組を総合的かつ効果的に推進するため、20 年度予算で、鳥獣被害防止のための事業を創設し、市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの総合的な取組等の支援を開始した。当初、予算規模は 28 億円¹⁵であったが、鳥獣被害の拡大と相まって地域からの要望が多く寄せられたこともあり、23 年度には約 113 億円と増額された。

24 年度予算は前年度より減額となったものの、鳥獣被害防止総合対策交付金として 95 億円を計上し¹⁶、捕獲、侵入防止、環境整備を組み合わせた総合対策として行うとしている。具体的には、①ソフト対策として、実施隊等による地域ぐるみの被害防止活動や、鳥獣被害防止活動の地域リーダーや捕獲鳥獣の食肉利用の専門家の研修等の実施、②ハード対策として、侵入防止柵の設置費用や捕獲鳥獣を食肉利用するための処理加工施設、焼却施設等の設置を行うとしている。

なお、25 年度予算概算要求では、この交付金を 10 億円増額して 105 億円とし、また、野生鳥獣が実を好む広葉樹を植えて生息環境を整える、山際の草を刈り取る緩衝帯や柵を森林と集落との間に設けるなどの鳥獣被害の予防的対策として、農村地域力発揮総合対策交付金（約 114 億円）の一部を充てるとしている。

6. 主な課題や方向性

(1) 鳥獣被害対策における連携の重要性

鳥獣被害対策として、これまで自治体等で様々な取組が行われている。例えば、追い払い犬（モンキードッグ等）の活用、捕獲資材の導入等の地域ぐるみの被害防止活動、あるいは発信器を活用した生息調査といった先進的な被害防止の取組、さらには侵入防止柵や処理加工施設等の整備といった取組がみられる。

ただ、ある市町村で鳥獣被害が減少しても、鳥獣が隣の市町村に移動し、移動先市町村の地域等での被害が増加したということでは、解決にはつながらない。このため、自治体間で協力し合って広域協議会を設置し、野生鳥獣の生態調査を実施したり、追い払い等の活動を展開している地域もある。

今後は、こうした具体的な捕獲手法や防護の手段にかかる研究・実用化の促進が重要であるとともに、自治体の領域にとらわれない連携施策の充実が必要とみられ、そのためには関連研究機関等とも連携を図った上での取組が求められる。

（２）市町村の施策に対する支援の在り方

鳥獣被害防止特措法の施行以降、市町村が中心となった「被害防止計画」策定の取組が進んでいる。その数は平成24年4月末現在、全国市町村数1,719のうち、7割以上に当たる1,226（24年度中に作成予定の市町村も含む）に上っている¹⁷。一方、市町村は、被害防止計画に基づく捕獲、防護柵の設置等の被害防止施策を適切に実施するため、実施隊を設けることができるが、この設置状況をみると、24年4月末現在で、418市町村に過ぎず¹⁸、3割に満たない。被害防止計画の作成状況に比して実施隊の設置は十分といえる状況にない。この理由としては、鳥獣保護法に基づき環境大臣が作成する鳥獣保護基本指針に規定され、有害鳥獣捕獲を目的として編成される捕獲隊が以前からあるため、それを活用している自治体が多いこともある。また、市町村の財政負担等に関する調整や地元猟友会との調整などが課題として挙げられている¹⁹。

そのため、国等による被害防止計画の策定や実施に向けたアドバイス等の充実、また地元猟友会との調整への支援やきめ細かな財政支援等も必要である。

（３）捕獲要員確保をめぐる施策の在り方

今回の法改正により、国等の財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等を始めとする被害防止施策の実施に要する費用補助が明記された。また、捕獲等に関わる人材確保に資する措置として、国等が狩猟免許及び猟銃所持許可を受ける者の利便増進に努め、捕獲報償金の交付や射撃場の整備等の措置を講ずる旨が明記された。

狩猟人口の減少・高齢化の中、捕獲要員を確保していくためには、実施隊の設置の促進とともに、狩猟免許への一般的な理解を進めることや、鳥獣被害対策の重要性について、広く国民の理解を進めていくことも重要であろう。

（４）捕獲鳥獣の利用拡大策

捕獲した鳥獣の食品への利用の増進も図る必要がある。今回の法改正では、国等が講ずる措置として、捕獲した鳥獣の食品への利用等を図るために必要な施設の整備充実、技術の普及、加工品の流通の円滑化が明記された。これまでは、鳥獣を捕獲しても埋却・焼却処分されていたが、捕獲した鳥獣を新たな地域資源と捉え、捕獲から処理加工、販売の6次産業化²⁰として取り組むことにより、捕獲がより進む好循環も期待でき、結果的に新たな地域興しや農山漁村の地域活性化にまでつなげていくことが重要である。

（５）鳥獣個体数の調査等推進の必要性

総合的な鳥獣被害対策の基本的な考え方として、①個体数調整（計画的捕獲や捕獲技術者の養成、捕獲肉の利活用等）、②被害防除（森林整備と一体的な防護柵の整備、防護柵等の設置方法を学ぶ技術講習会の開催等）、③生息環境管理（鳥獣が出没しにくい緩衝帯をつくる、地域の特性に応じた広葉樹林の育成等）の3つが連携し総合的に実施されることが必要とされる²¹。

特に個体数調整は、鳥獣の広域的な移動特性を把握し、巡回的な捕獲や地域一斉の捕獲等により効果的に行う必要があるとされる²²。確かに、野生動物の個体数を調べ上げることは技術的にもまだ十分な水準には達していない。しかしながら、鳥獣保護と鳥獣被害防止策を共に講じるためには、個体数の調査における水準を高めて、的確な措置を講じていく必要があることは言うまでもない。

鳥獣被害対策の効果的な実施は、農林水産業の振興・発展の上で不可欠な基盤である。今回の法改正によって、鳥獣被害が減少していくことが期待されるとともに、農家の営農意欲が回復する等の効果があらわれていき、野生鳥獣と人間社会が共生していけるようになることを期待したい。

¹ 農林水産省HP「野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況」（平成22年度）
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/h_zyokyo2/h22/pdf/120110_d.pdf>

² 同上

³ 農林水産省『aff』（平成22年11月号）6頁

⁴ 農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題」（平成24年4月）

⁵ 農林水産省『aff』（平成22年11月号）4～5頁

⁶ 同上6頁

⁷ 環境省のレッドリストでは、絶滅のおそれに応じて8つのランクに分けられ、絶滅危惧種は絶滅危惧ⅠA類、絶滅危惧ⅠB類、絶滅危惧Ⅱ類の3つがある。トドは絶滅危惧Ⅱ類に指定されている。

⁸ 農林水産省『aff』（平成22年11月号）6頁

⁹ 山村振興法の他に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、半島振興法がある。

¹⁰ なお、平成17年3月、半島振興法も第13条の2において、鳥獣被害に係る配慮規定が設けられた。

¹¹ 第176回国会参議院農林水産委員会会議録第2号22頁（平22.10.21）

¹² 第177回国会衆議院予算委員会第六分科会議録（農林水産省及び環境省所管）第1号36頁（平23.2.25）

¹³ 第177回国会衆議院予算委員会第六分科会議録（農林水産省及び環境省所管）第1号47頁（平23.2.25）

¹⁴ 決議の主な内容は、①鳥獣被害対策実施隊の設置や捕獲隊等の鳥獣被害対策実施隊への移行・加入の促進、②猟銃の技能向上等を図るための各県での射撃場の整備・拡充の促進、③鳥獣の個体数等の正確な把握とその調査結果の被害防止対策への活用、④鳥獣を夜間に駆除できる更なる仕組みの検討、⑤猟銃等の所持許可の運用の実態に即した見直しの検討、となっている。

¹⁵ 平成20、21年度予算は28億円であったが、22年度予算は約23億円と減額となった。

¹⁶ 農林水産省の鳥獣被害対策関連予算として、東日本大震災農業生産対策交付金（約29億円の内数）、森林被害対策（森林整備事業（1,242億円の内数）、森林環境保全総合対策事業のうち野生鳥獣による森林生態系への被害対策技術開発事業（約1.7億円の内数）、森林・林業・木材産業づくり交付金（約6.2億円の内数）、地域連携推進等対策（約6.8億円の内数））、水産被害対策（健全な内水面生態系復元等推進事業（2.1億円の内数）、有害生物漁業被害防止総合対策事業（約5.8億円の内数））などがある。

¹⁷ 農林水産省HP「鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の作成状況について」（平成24年4月末現在）<<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/h244.pdf>>

¹⁸ 農林水産省HP「鳥獣被害対策実施隊の設置状況」（平成24年4月末現在）
<<http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/pdf/zissi.pdf>>

¹⁹ 農林水産省「鳥獣被害対策の現状と課題」（平成23年11月）

²⁰ 6次産業化とは、第1～3次の各産業の総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のことである。

²¹ 平成23年度『森林・林業白書』90頁

²² 同上91頁